じゅんぷう広報誌（季刊）

えがお

第28号
平成27年
3月1日発行

発行元
（福）じゅんぷう介護老人保健施設
堀川健康会
じゅんぷう広報委員会
平成二十六年三月一日創刊

春風駘蕩～風の便り～

一月は往（い）ぬ、二月は逃げる、という慣（な）らいに従えば、この三月も早々と去るのでしょうが、思い返せば今年のお正月には、路地の雪かきで寒空に汗もかいたといった方も多くおられたようです。雪の重さというものを私も鳥取での学生時代に経験しましたが、本当に骨の折れる大仕事でした。「もの喩えならば良いのですが、新年の救急外来は、慣れない雪路に転んで文字通り骨折したという老若男女で溢れていたとのことです。

また、皆様はご存知かと存じますが、残念なことに、じゅんぷうでは暮れからインフルエンザが流行してしまい、職員総出でその対策に追われました。幸い、一月中旬には制圧できたのですが、その節は面会制限等の為、ご利用者様・ご家族様に大変ご迷惑をお掛けしましたことともに、ご協力に深謝お詫びを申し上げますとともに、ご協力に深謝致します。

間もなく年度を改めるにあたり、慌ただしかった年末年始の経験を生かし、より一層、事故や感染症の予防に尽力すべく、職員一同、決意を新たに邁進する所存です。

施設長　吉田　巌

相談室よりこんにちは

平成二十七年四月の介護保険制度の改正が行われます。

介護保険制度は平成十二年にはじまり平成十八年、平成二十一年、平成二十四年と三回の大きな改正がありました。そして平成二十七年四月にまた改正が行われますが、ポイントはどのようなところに置かれているのでしょうか。

平成三十七年には三人に一人が六十五歳以上、五人に一人が七十五歳以上になるとされ、介護が必要な高齢者の数も増々増加します。

（下段に続きます）

そこで持続可能な社会保障制度の確立を図り、「地域包括ケアシステム」を構築することで乗り切ることを目標としています。

※そもそも「地域ケアシステム」とは高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるような支援サービスを提供していこうというものです。

改正ポイントの概要を少しまとめてみました。

ポイント①：一定以上の所得がある利用者様（年金が年額二八〇万円以上）の自己負担が二割になります。

ポイント②：所得が低い方の保険料の軽減率が拡大されます。

ポイント③：要支援の方を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、平成二十七年四月より三年かけて「医療介護総合確保推進法」を基に、「市区町村が取り組む地域支援事業」に移されることになります。

ポイント④：介護保険の施設である特別養護老人ホームの入所条件が、より厳格になります。原則、新規入所は要介護３以上の方に限定されます。ただし、要介護度が１、２の方でも、所定の「やむを得ない事情」に該当する場合は、新規入所できることになっています。

ポイント⑤：施設の食費や居住費（滞在費）の補助認定が、これまでは所得へ市区町村民税非課税）だけで決定していましたが、その認定基準が変更になります。（こちらは平成二十七年八月以降）。

現在皆様にご利用して頂いている通所サービス、短期入所サービス、通所リハビリサービスにおきましても介護報酬改定により変更点がございますので、後日、案内をさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。その節はご協力をよろしくお願いいたします。

施設の取り組み紹介

①『私服でのケア（職員が私服でケアをさせて頂く理由）』

施設をご利用中であってもできる限り「普段通りの暮らしの場であること」を大切にしたい」と考え、制服ではなく職員は私服でケアを行なっています。

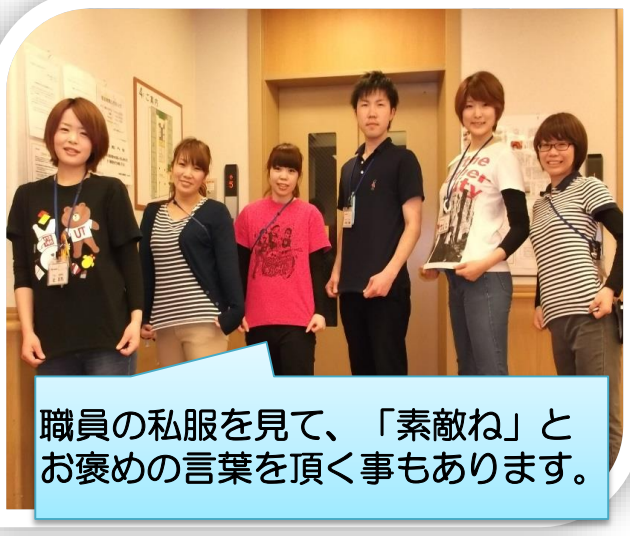

職員の私服を見て、「素敵ね」とお褒めの言葉を頂く事もあります。

一緒の外出も、
私服なら行いやすいです♪

②『のびのび賞』

職員間で「ケアを見本にしたい！」と思う職員を投票で選ぶ企画です。この企画を通して、「皆でそれぞれが持っているケアの良い所を、のびのびと伸ばしていこう」と考えています。そして今回、最多得票を獲得したのは四階介護士の中田眞理子さんでした。特に音楽会や季節に応じたレクリエーションの企画・実行力に優れている点が職員から評価されました。

ご利用者様川柳・俳句

至福かな
こどものひなり
初節句
五階　ご利用者様

おのが身で
あをきふみしめ
春を待つ
五階　ご利用者様

じゅんぷうホームページ
http://www.junepooh.com/